

## ○小田原市監査基準

令和2年1月27日監査委員告示第1号

改正 令和3年7月 1日監査委員告示第1号

(令和3年7月1日施行)

### 小田原市監査基準

小田原市監査基準を次のように定め、令和2年4月1日から施行する。

#### 第1章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

**第1条** 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

**第2条** 本基準においては、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為のうち次の各号に掲げるものを監査等とし、監査等の目的は、当該各号に定めることとする。

(1) 財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査をいう。以下同じ。） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、及び正確であり、並びに経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかを監査すること。

(2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査をいう。以下同じ。） 事務の執行が法令に適合し、及び正確であり、並びに経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかを監査すること。

(3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項の規定による監査をいう。以下同じ。） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施

設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査すること。

(4) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査をいう。以下同じ。） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ適正に表示されているか、並びに一般会計及び特別会計にあつては財政の運営が健全に行われているか、地方公営企業会計にあつては事業が企業の経済性を発揮するよう経営されているかを審査すること。

(5) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査をいう。以下同じ。） 会計管理者及び地方公営企業の管理者（以下「会計管理者等」という。）の現金の出納事務が正確に行われているかを検査すること。

(6) 基金運用審査（法第241条第5項の規定による審査をいう。以下同じ。） 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査をいう。以下同じ。） 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

**第3条** 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

**第4条** 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

**第5条** 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向

上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

**第6条** 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(指導的機能の発揮)

**第7条** 監査委員は、監査等を実施する過程において、監査等の目的を果たす一環として、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

## 第2章 実施基準

(監査計画)

**第8条** 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

- 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

**第9条** 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

**第10条** 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

**第 1 1 条** 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

**第 1 2 条** 監査委員は、監査等の結果を形成するに足る基礎を得るため、十分かつ適切な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

**第 1 3 条** 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

### 第 3 章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

**第 1 4 条** 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

**第 1 5 条** 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点（評価項目）

(5) 監査等の実施内容

(6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合も、また同様とする。

(1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行が法令に適合し、正確であること。

(2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行が法令に適合し、正確であること。

(3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ適正に表示されていること。

(5) 例月現金出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

(6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

3 監査委員は、前項各号に定める事項については是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められる場合にあっては、その内容を記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

4 前2項に規定するもののほか、監査委員は、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、当該各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査及び行政監査 第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査

した限りにおいて、事務の執行又は事業の管理の経済性、効率性又は有効性に関して改善を要するものとして指摘すべき事項が認められる場合にあってはその内容、認められない場合にあってはその旨

(2) 決算審査 財政の運営が健全に行われているか又は事業が企業の経済性を発揮できるよう経営されているかに関する所見その他監査委員が必要と認める事項

(3) 基金運用審査 基金の運用が確実かつ効率的に行われているかに関する所見その他監査委員が必要と認める事項

5 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査等の結果を形成するに足る基礎を得られなかった場合には、監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

(合議)

**第16条** 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に限る。以下同じ。）の結果に関する報告の決定

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 決算審査に係る意見の決定

(5) 基金運用審査に係る意見の決定

(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

**第17条** 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

**第18条** 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。